

議会議案第6号

若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める
意見書の提出について

若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年6月24日

提出者	須崎市議会議員	佐々木 學
賛成者	須崎市議会議員	高橋 立一
〃	須崎市議会議員	西山 慶
〃	須崎市議会議員	柿谷 悟
〃	須崎市議会議員	高橋 祐平
〃	須崎市議会議員	宮田 志野
〃	須崎市議会議員	豊島 美代子

若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱となっています。

現在、年金支給は隔月支給となっていますが、年金者生活にとって年金が毎月支給されることによって、月毎の計画的な生活設計が、しやすくなります。

年金は、高齢期の所得保障となっていることから、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが重要です。そうすると、年金支給開始年齢の引き上げは、無年金や無収入となる期間が生じる可能性がある等の懸念がされます。

また、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付費の減少が生じることとなり、将来世代に影響が強く出ることが懸念されます。

このことは、高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不信を増長し、ひいては、年金制度への信頼が低下することにもつながります。特に、若者からの信頼を得るためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、合わせて将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められています。

さらに、年金はそのほとんどが消費に回るため、消費や税収等、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。つまり、年金の増減は、地域経済や地方財政にも大きな影響を与えます。

よって、国におかれては、若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を図るため、下記のことを強く要望します。

記

1. 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
2. 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月24日

須崎市議会議員 大崎 宏明

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様